

第2回水源地保全条例（仮称） 検討有識者会議

提言骨子（案）

令和3年(2021)年9月16日

水源地域保全条例（仮称）有識者会議 座長

【栃木県らしさ】

- 関東平野を潤す豊かな水は、森林地帯から生まれ、河川水や地下水となり、多様な自然環境を形成、様々な産業の発展の基礎となり、多彩な文化を生み、私たちの生活に豊かさや潤いをもたらしてきた。
- 森林のもつ水資源の貯留、洪水の緩和、水質の浄化といった機能により、栃木県の大地を潤す農業用水、きれいな飲料水は保たれてきた。
- また、栃木県は、全国でも屈指の「ものづくり県」である。製造業でも、豊富で良質な水が不可欠である。
- 水のふるさとともいえる栃木県の森林は、地域のつながりの中で守られ、たゆみない努力を重ねて創り上げてきたものである。

【基本的理念】

- 近年、我が国においては、利用目的が明らかでない森林の買収事例が相次ぎ、荒廃森林の増加や水資源の枯渇の懸念が指摘されている。
- 県民共有の財産である水源地域の森林を適切に管理・保全し、100年先の未来へと引き継いでいくため、水源地域の森林の重要性を県民と共有し、健全な姿で次の世代に引き継いでいくために必要な取組等を盛り込んだ水源地域保全条例を定めることとする。

【県の責務】

- 県は、森林の現状の把握に努めるとともに、森林の有する水源涵養機能の維持及び増進に係る施策を総合的に推進するものとする。
- 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、関係事業者及び森林の所有者等と連携し、並びに県民と協働してこれを行うものとする。
- 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

【県民の責務】

- 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【森林所有者の責務】

- 水源地域の土地所有者等は、水源地域の森林が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、県及び市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【保全の対象とすべき森林】

- 条例による保全の対象とする森林は、水源の涵養機能の維持を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林の存する地域とすべきである。

【具体的な方策】

- 全国の道府県で導入している所有権等移転の事前届出制とすべきである。

【事前届出制の目的】

- 従来から、森林法に基づく所有権移転の事後届出により、不適正な管理等が行われるおそれのある森林に関する注視を行ってきたところであるが、事前届出制の導入により、売買契約等の成立前に買受人に当該土地に関する助言等を行い、また、従来は土地所有者等の事後届出後に行ってきた他法令に基づく指導等について、より早期に行うことを可能とし、適切な指導につなげることを目的とすべきである。

【事前届出制の内容】

- 水源地域の森林は、県境を跨ぎつながっていることから、届出の対象となる権利、届出の期限、届出の対象となる事項、届出違反に対する勧告、公表等、事前届出制の内容については、近隣県に合わせた取扱いにすべきである。
- 届出のあった土地の利用に関し、当該土地の存する市町村に意見を求め、当該意見を勘案して届出者に助言することとすべきである。

【違反に対する罰則】

- 事前届出制度の実効性を担保するため、届出義務違反に対する過料の規定を設けることとすべきである。

第2回水源地域保全条例（仮称） 検討有識者会議

— 前回会議での要確認事項について —

令和3（2021）年9月16日
栃木県環境森林部森林整備課

第1回会議における要確認事項

1. 水源地域の森林の保全に関する基本的理念等

確認事項

(1) 基本的理念について

- 栃木県に特有の事項を追加

対応結果

- 関東平野を潤す豊かな水
- 様々な自然環境形成・産業発展の基礎
- 豊富で良質な水が育てた「ものづくり県」
- 地域のたゆみない努力が守ったふるさとの水



第1回会議における要確認事項

確認事項

- (2) 県の責務
- (3) 県民の責務
- (4) 森林所有者の責務
 - 県と市町の役割分担を明確化すること
 - 公的機関の責務を明確化すること

対応結果

- 地方分権改革、県と市町は対等
- H12以降、栃木県条例で市町の責務は定めていない
- 全国の同様な条例でも市町村の責務を定めていない

提 案

- 市町、森林所有者と連携し、県民協働のもとこれを行う旨の規定を行うこととしてはどうか



第1回会議における要確認事項

2. 水源地域の森林の保全のための効果的な方策

確認事項

(1) 保全の対象とすべき森林 その1

茨城県は「保全する必要性が高い地域」、群馬県は「保全する必要がある地域」として絞り込みはしておらず、埼玉県は「水源涵養の機能を有する森林の存するもの」との規定。栃木県は届出対象区域を限定的にするのか、広くとるのか、考えていく必要がある

対応結果

- 茨城・群馬両県とも、対象と限定するかどうかを意識して規定したものではない

提 案

- 「水源の涵養機能の維持を図るため、適正な土地利用を確保することが必要と認められる森林」としてはどうか

第1回会議における要確認事項

2. 水源地域の森林の保全のための効果的な方策

確認事項

(1) 保全の対象とすべき森林 その2

いちど林地開発行為が完了すると5条森林からは外れて空白地帯になりやすい。そういう場所が売買の対象になるということも考えられる。林地開発との関連も考えていく必要がある

対応結果

- 全都道府県に問合せ、林地開発行為完了後森林除外の区域について、条例により立入権限、報告徴収権限を規定しているものなし（任意で実施している例はあり）
- 上乗せ条例の制限に抵触する可能性あり

提 案

- 条例においては、現に5条森林である土地を対象とすることとしてはどうか。

第1回会議における要確認事項

2. 水源地域の森林の保全のための効果的な方策

確認事項

(2) 具体的な方策

- 届出に対して助言を行うかどうか要検討。
- 助言に当たって、地域の意見を集める仕組みがあった方がよい

対応結果

- 近隣県でも届出に対し助言を実施

提 案

- 届出があった土地の利用に関し、市町村に意見を求め、当該意見を勘案して届出者に助言を行う規定を条例に盛り込むこととしてはどうか



第1回会議における要確認事項

2. 水源地域の森林の保全のための効果的な方策

確認事項

(2) 違反に対する罰則

- 近隣県に揃えるのか、栃木県独自がいいのか、検討すべき
- 先行自治体での実効性検証を経て罰則の可否を再検討すべき
- 林業経営者間の売買等での過料を伴う届出義務について、慎重な意見



対応結果

- 過料を導入しているのが10府県、過料を課していないのが8道県
- 関係府県に過料規定があることの効果について聞き取り実施
- 「過料制度の存在自体に悪意ある違反者の抑制効果あり」との回答多数
- 現行でも森林法の事後届出違反に10万円の過料の規定あり

提 案

- 事前届出制度の実効性を担保するため、届出義務違反に対する過料の規定を設けることとしてはどうか

**「林地開発行為完了後の報告徴収」
及び
「水源地域保全条例の施行状況」について
(全国アンケート集計結果取りまとめ)**

Q 1 全ての都道府県に伺います。

貴都道府県において許可した林地開発行為について、開発行為の完了を確認した後も、現地の状況等について、所有者等からの報告の徴収、行政による現地への立入等の調査を行っていますか。

A 1

条例において報告徴収、立入調査等権限を定めている都道府県はなかった。

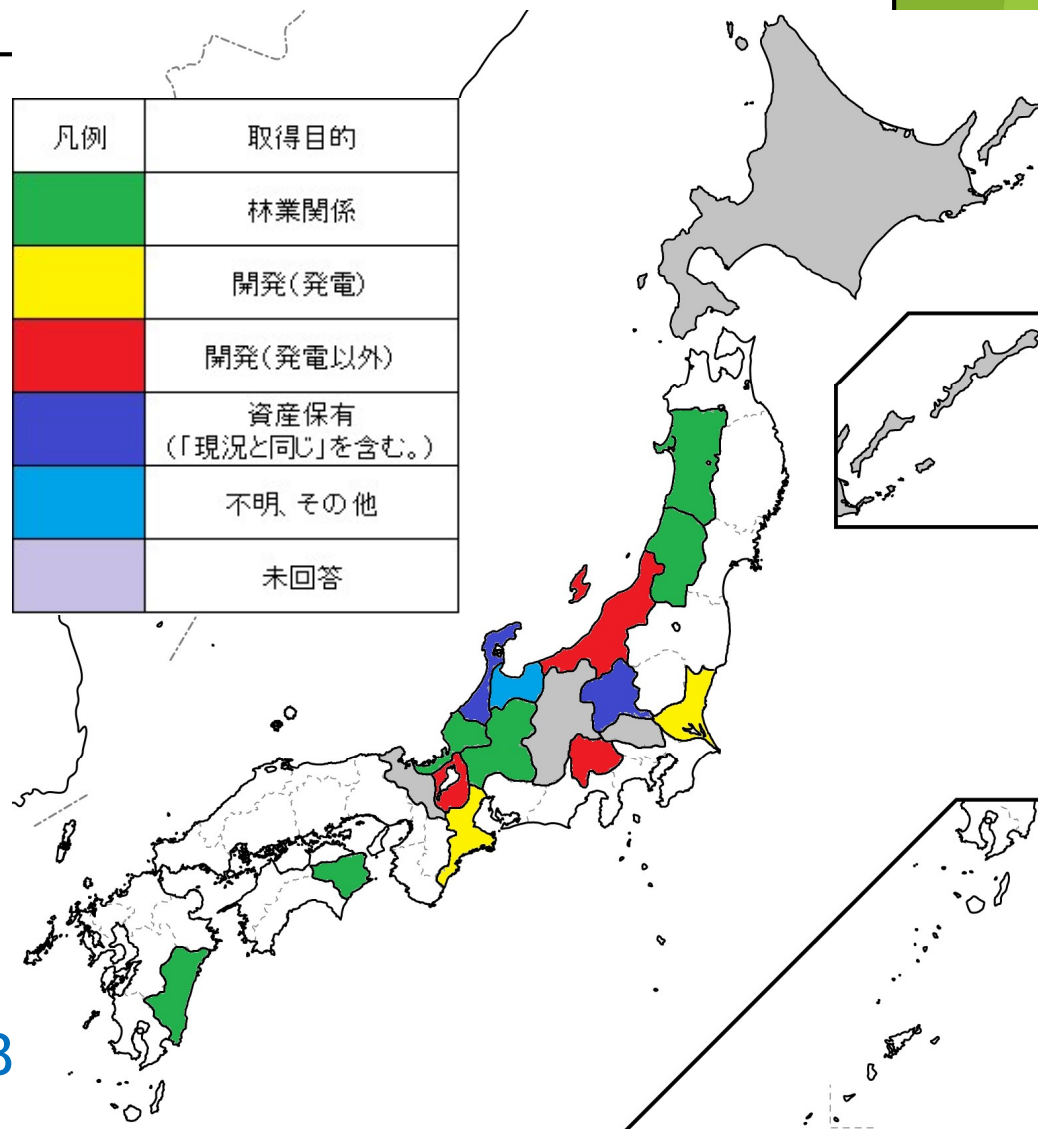
Q2 水源地域の保全に関する条例を制定している都道府県に伺います。

所有権移転等の事前届出について、取得目的の大まかな内訳をお教えてください。

A2

各県で最も多くを占めている所有権取得目的

秋田県、山形県、 福井県、岐阜県、 徳島県、宮崎県	林業関係
茨城県、三重県	開発（発電）
新潟県、山梨県、 滋賀県	開発（発電以外）
群馬県、石川県	資産保有（「現況と同じ」を含む。）
富山県	不明、その他



Q 3 水源地域の保全に関する条例を制定している都道府県に伺います。

届出義務違反者（所有権移転等の事前届出をせず、又は虚偽の届出をした者等）に対する勧告、公表、罰則適用等の実績について教えてください。

A 3

「勧告」「公表」「過料」の適用実績がある都道府県はなかった。

Q 4 水源地域の保全に関する条例で届出義務違反者に対する過料を規定している都道府県に伺います。

過料規定があったことによる効果を感じていればお教えください。

A 4

「届出や指導の実効性を確保するための勧告・過料などの措置を設けることにより、不適切な事案を防止・抑止するなどの効果が期待でき、実効性あるものとする。」との趣旨の回答が多数。

水源地域保全条例（仮称）制定スケジュール（イメージ）

令和3年度												令和4年度	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		6月議会 条例制定表明	第1回 会議 (7/19) 顔合わせ 意見集約		第2回 会議 (9/16) 提言骨子 検討	第3回 会議 (10月) 提言(案) 検討	条例制定作業 パブリック コメント					2月議会 議会 提出	条例 施行